

職業会計士の発展における信用監査 の位置付け*

松本 祥尚

I. はじめに。 II. 信用監査概念の成立。 II-1. 信用監査の一般的理解。
II-2. 一般的位置付けに対する反対説。 III. 会計事務所史に基づく公会計
士業務。 IV. 判例に基づく公会計士業務。 V. おわりに。

I

現在、職業会計士業務の大きな部分を占めるとされるSEC監査が成立する以前のアメリカの公会計士監査の発展は、(1)株主指向のイギリス式帳簿監査の模倣→(2)アメリカ独自の貸借対照表監査(信用監査)の成立、という流れで説明されている。この信用監査とは、銀行が短期信用を供与する際に、受信者の債務弁済能力(信用能力)を判定するために、その貸借対照表の正確性を検査する方法として行われた会計士監査を称したものであった。そして、一般的には、「アメリカ会計士業務の発達には、銀行が監査を受けた財務表を要求したことに負う¹⁾」といったように、20世紀初頭における公会計士業務の典型をこの信用監査に求め、アメリカ職業会計士業務の展開の大きな拠処として信用監査を位置付ける見解が多い。

しかしながら、アメリカにおいて独自の成立を見た貸借対照表監査を、アメリカ公会計士監査の典型であるという位置付けが妥当するとしても、それが

* 本稿は、94年度日本会計研究学会スタディ・グループ「アメリカ現代企業会計史の多面的研究」(平林善博主査)における報告に一部修正を加えたものである。

1) 岩田 [1955], 17頁。

即、会計士業務発展の原動力を担ったとする見解には飛躍がある。つまり、イギリスと異なり、法制度的背景を持たなかった当時のアメリカ公会計士にとって、同じように批判的業務である監査をその業務の典型として位置付けてよいものか、またそれ程に会計士にとって重視すべきサービスであったのか、という疑問が生ずるのである。

そこで本稿では、このような信用監査が、職業会計士業務における積極的位置付けを担うに足るものであったのか否か、を検証するために、20世紀初頭における会計事務所の発展史や専門雑誌に見られる論説・判例などを拠拠にし、当時の会計士が戦略的サービスとして重点を置いていた業務を明らかにしてみたい。

II

連邦証券法制の始まる1930年代以前のアメリカにおける経済政策は、いわゆる「小さな政府」による自由放任主義に基づいてなされた。これは、政府の介入によって市民の自由な経済活動の遂行を妨害すべきではない、という経済的信念に基づいたものであった。そして当該信念の下、18世紀後半から認められた州政府による法人法に準拠した認可とともに²⁾、さらには1870年代に入って、企業の貨幣需要の増大に歩調を合わせる形で、近代資本市場が確立された³⁾。この結果、「1904年までには、アメリカの全製造業者中4分の3の会社が、会計報告を行うようになっていた。」⁴⁾

また20世紀初頭からの「金融資本主義」時代の到来までには、アメリカ産業革命が水平的統合や大規模会社の形成による企業成長をもたらしていた。このことは、投資銀行が中心となって推進した垂直的統合の波によっても明らかとなる⁵⁾。またこの他にも、金融資本主義を促す要因として、米西戦争の結果もた

2) ブラックフォード＝カー・川辺監訳 [1988], 130-133頁。

「製造業では新しい工場建設や工場の近代化に際し、多くの資金を必要とした。投資家の有限責任を保証する企業の組織形態は、とくに産業家にとって魅力的であった」(ブラックフォード＝カー・川辺監訳 [1988], 155頁)とされる。

3) プレヴィッツ＝メリノ・大野他訳 [1983], 80頁。

4) ブラックフォード＝カー・川辺監訳 [1988], 155頁。

5) See 塩見・溝田・谷口・宮崎 [1988], 第3章。

らされた世界的大国としての地位と、第1次大戦に伴う国際金融界における優勢的地位が挙げられる。これらの企業成長の波を受けて、公会計士は、水平的（1879～1893）・垂直的（1898～1904）統合の基礎として、企業の経済活動の結果を表わす財政状態を、投資銀行等から特別調査として検証するよう求められた⁶⁾。これに対し、自由放任主義の結果として生じたマネー・トラストやカルテル等が横行したこの時期において、投資者保護や財務ディスクロージャーは、各州の規制の下でなされるべきと考えられており、連邦政府は沈黙を守っていた⁷⁾。

19世紀におけるいわば野放し状態の企業投資環境の中で、当時、代表的な公益企業であった鉄道会社の経営活動の地理的拡大に応じた、各地支店帳簿の検証のような経営志向の監査、ならびに、企業統合の時代にあっては、被合併会社の経営状態の特別監査⁸⁾、また金融資本主義の時代においては、投資銀行や商業銀行による長期・短期投融資の前提となる企業の担保能力検証のための監査、殊にこの商業銀行指向の「信用監査」が、当時のアメリカ公会計士の主要かつ典型的な監査業務であるとされてきた。

ここに、アメリカ公会計士の典型的業務と位置付けられた「信用監査」が、1844年の法制化当初から⁹⁾、厳密な契約主義を前提に現在株主の利益保護を志向してきたイギリスの監査役監査と大きく異なる点があった。

以下では、信用監査の位置付けについて、一般的に通説といわれる見解と、それに反対する見解とを簡単に紹介してみる。

II-1 信用監査の一般的理解

信用監査概念が成立するまでの経緯は、(1)イギリス資本の流入に伴うイギリス勅許会計士(CA)の渡米、(2)アメリカにおけるイギリス式監査の模倣、(3)アメリカ独自の貸借対照表監査(信用監査)の成立、という流れで説明される。

6) Previts [1980], pp 61-62, 70

7) Previts [1980], p. 76.

8) See 森 [1974], 10-11頁。

9) 森 [1959], 127頁。

1900年からの20年間ほどの期間において、イギリスとアメリカの企業の資金調達上の相違が、公会計士監査の発展に及ぼした影響が大きい。具体的には、イギリスの株式会社が、持分有価証券の発行による資金調達を主とし、他人資本には少額の長期有価証券（社債や抵当証券）に限ってしか依存しなかったのに対し、アメリカの株式会社は他人資本に頼らざるを得なかった。というのも、アメリカ企業の多くは、それ以前の事業経験を持たないために、信用度が低く、発行する株式の引受先を見出し難かったからである。したがって、必然的に、公開市場で短期のコマーシャル・ペーパーを通じて資金を調達することになった¹⁰⁾。

19世紀末におけるイギリス型の帳簿監査は、主に各帳簿間での記帳処理の金額的正確性を証明する目的で、詳細な証憑の突合せを行う、かなりの時間と人数を要するものであった。これに対し、当時のアメリカ社会固有の資金調達形式が、監査目的を短期債務弁済能力の保証へと変化させ、1919年までにイギリス式監査手続を、アメリカ公会計士の要求に沿うように簡略化して「アメリカ化」していったのである¹¹⁾。

このアメリカ化された監査をもって、信用監査と称し、「銀行が事業会社との信用関係を維持するため、またはこれを拡張する場合に、受信者の貸借対照表を分析して信用能力を判定する慣習が早くから発達してきたが、この場合の貸借対照表の正確性を検査する方法として、貸借対照表監査が発達したのである。すなわちこの種の監査は信用貸借対照表の検査であり、銀行のための監査

10) ジンマーマン・小澤他訳 [1993], 200-201頁。

11) ジンマーマン・小澤他訳 [1993], 202-203頁。

1919年をあえて重要視する根拠として、「1919年という年は、第1次世界大戦の勃発以来世界平和が戻った最初の年を意味した。第1次世界大戦の終了は、世界の諸国家にとって政治および経済発展を望む新しい時代の到来を告げた。まさに楽観主義が、この時代の支配的な空気であった。この楽観主義の雰囲気は、諸国家の商業活動にも反映された。1920年代の株式市場の活況や資産価値の再評価による引き上げは、『よりよき時代は、もはや間近に迫ったのではなく、現にここにあった』を実現したアメリカ企業によく象徴された。」

そして、「1919年のイギリスとアメリカの会計職は、これから始まるよき時代の出発点と信じられる場所に立っていた」ことが挙げられる（ジンマーマン・小澤他訳 [1993], 209頁）。

第1図 アメリカにおける監査の変遷

19世紀末	1900年	1933年
イギリス型帳簿監査	アメリカ型信用監査	SEC監査

なのである」¹²⁾と解説される。また、「貸借対照表監査の発達した理由は、銀行と受信者と会計士との三角関係にこれを求めることができる。すなわち銀行は借主から会計士の証明のある正確な貸借対照表を要求する。借主は監査料金の安いことを希望する。そこで借主には最少の費用を負担せしめるとともに、銀行には正確なる信用報告を提供するものとして貸借対照表監査が発達したのである。」¹³⁾

結局、この信用目的でなされた貸借対照表監査をもって「信用監査」とすることが、通説として定着してきた。そして、この信用監査の社会的機能として、「金融市場に対し、必要な信用情報の信頼性を賦与する」¹⁴⁾ことが挙げられたのである。

以上のことから、短期信用目的による貸借対照表監査が、金融市場における信用情報の信頼性を担保する機能を果たした点で、公会計士業務として極めて重要だったことが判る。この会計士監査としての信用監査のアメリカにおける独自性・重要性をさらに進め、「最も頻繁に利用される会計士の業務は、借入れ依頼の申込書に含まれる監査証明によって銀行信用を獲得することに関連している」¹⁵⁾というように、20世紀初頭における職業会計士業務の典型を、この監査に求める見解が支配的とされてきた。

II-2 一般的位置付けに対する反対説

アメリカ型監査の典型を信用監査に求める見解に対し、あくまでもアメリカ公会計士監査は株主宛年次報告書中の財務諸表に対する監査として位置付けら

12) 岩田 [1955], 17頁。

13) 岩田 [1955], 18頁。

14) 森 [1974], 14頁。

15) Suffern [1914], p. 197.

れるべきであるとし、信用監査をもって「アメリカ会計士業務の発達の大きな要因とすることは誤りである」¹⁶⁾と主張する見解がある。

この見解の特徴は、アメリカ公会計士監査が、株主宛年次報告書中の財務諸表に対する監査として、NYSE上場企業を中心に19世紀末から既に展開され、遅くとも1920年までにはそれが確立・定着していたとすることにある¹⁷⁾。その具体例として、ゼネラル・エレクトリック社 (General Electric Co. : GE) と U. S. ラバー社 (U. S. Rubber Co. : 現Uniroyal Inc.) が1898年に、初めて公会計士による定期的な外部監査を導入した後、1902年のU. S. スティール社 (U. S. Steel Corp. : 現USX) やイーストマン・コダック社 (Eastman Kodak Co.) といった、代表的なアメリカ製造企業でも自発的に株主宛財務諸表に公会計士監査を導入していた事実がある。そして実際、1920年末現在のNYSE上場企業205社のうち、少なくとも96社が公会計士監査を導入済であり、1925年末には356社中287社 (80%) までもが監査を受けていた点を指摘し¹⁸⁾、19世紀末から20世紀初頭にかけての職業会計士による監査業務は、特に上場企業に対しては、信用監査以前から既に株主保護目的で普及・一般化されていたことを実証した。この結果、信用監査の成立以前から、既に公会計士による外部監査がアメリカ企業によって受け入れられていたことになる。

さらに、20世紀初頭の段階では、信用監査がそれ程普及していなかったことを示す事実として、1913年のアメリカ公会計士協会 (AAPA) による信用監査に関する実態調査¹⁹⁾が挙げられる。当該調査では、資本金10万ドル以上の全米銀行3,400行に対して、6項目からなる質問票が送付され、852行から回答が得られた。具体的内容として、「借主または手形ブローカーの提出する計算書類に会計士による監査証明を要求することに対する態度」に関する質問に対し、「監査証明を要求する」との回答が43行 (5.0%)、「望ましい」が599行 (70.3%) ありながら、「自発的に監査証明済の計算書類を提出する借主の程

16) 千代田 [1984], 111頁。

17) 千代田 [1984], 71頁。

18) 千代田 [1987], 23-28頁。

19) Richardson [1913], pp 51-53; 喜田 [1973], 32-33頁; 千代田 [1984], 118-119頁。

度」に関する質問に対しては、5～10パーセントと答えていることから、実際には得意先（借主）の機嫌を損ねて、それを失う危険を犯してまで、証明書の添付を要求しないことが回答されている。

以上のように、反対説では、20世紀初頭において、株主指向の外部監査が既に定着しており、信用監査が通説のいうほど重視され、普及していたという事実は見出せないことが主張される。この理由として、(1)銀行間の激しい競争によるクライアント喪失圧力、(2)銀行側の公会計士監査に対する不信感（短期信用を求める企業によって公会計士が雇用されていることに起因する報酬圧力）、ならびに(3)各行が内部に持つ検査機関の相対的な信頼性の高さ²⁰⁾、が掲記されている。

II-3 小 括

本節では、信用監査の位置付けに関して相反する見解を見てきたが、いずれの見解にも共通する点がある。それは、両説とも当時の公会計士の中心的業務が、あくまでも監査である、という前提に立って論理構成している点にある。つまり会計士業界の発展を支えたサービスが、通説のいうような信用目的の監査であろうと、反対説通りの株主保護目的の監査であろうと、財務情報の信頼性を担保するための検査業務（それがたとえ、雇主である経営者の意向に沿って実施されていたとしても）であることに違いはないのである。

しかし、ここに改めて生ずる疑問は、(1)それが株主指向の監査であれ、銀行指向の信用監査であれ、監査業務をもって、会計事務所が戦略的サービスと位置付けていたのか、という問題と、(2)当時の監査を目的とした契約がどのような業務内容を含んでいたのか、という2点に集約される。

III

以下では、今日その規模の大きさからビッグ6と称されている会計事務所の発展史の1つを採り挙げ、公会計士が提供しようとしていたサービスの内容を

20) 千代田 [1984], 119-120頁。

把握してみたい。

ノルウェー移民の子として生まれたアンダーセン (A. E. Andersen) は、1908年にCPA試験に合格した後、1911年にプライス・ウォーターハウス事務所 (Price Waterhouse & Co. : 以下PW) に籍を置きながら、ノースウェスタン大学 (Northwestern University) の商学部夜間クラスにおいて講師として教鞭をとった。その後、PWを辞めた彼は、元PWアソシエイト (associate) のデラニィ (C. M. DeLany) をパートナーとして、イリノイ監査法人 (Audit Company of Illinois) を、持主の死去とともに4千ドルで買収し、1913年12月1日に事務所を構えた²¹⁾。ここにビッグ6の中でも最も新しいアメリカ生粋の会計事務所として、アーサー・アンダーセン事務所 (Arthur Andersen & Co. : 以下AA) が、アンダーセン・デラニィ事務所 (Andersen, DeLany & Co. : 以下AD) として設立されたのである (その後1918年にデラニィの辞職とともに現在の名称に変更された)。

この設立と同時に出された告知は、以下の内容のものであった。(第2図)

この告知を見て判るように、当該事務所の提供サービスが、(1)定期監査、(2)信用監査、(3)特殊調査、(4)原価会計サービス、(5)税務サービス、の5つに分けられ、PRされている。このようなPRは、その常道として、当時の競争相手と同じようなサービス範囲と、ADが競争優位にあると自認するサービスを列挙していたと考えられる。したがって、このサービス範囲の告知のみでは、ADが戦略的サービスと位置付けたものを読み取ることはできない。

では実際に、1913年12月設立当初からのADの報酬金額の変遷を見てみると、1914年度総収入額45,400ドル、1915年度54,200ドル、1916年度67,700ドルにすぎなかったものが²²⁾、1919年度には188,000ドル、1920年度には322,000ドルというように、急増することになる。この理由として挙げられるのが、連邦税に係わる活動である²³⁾。

つまり、告知では5番目に掲記されていた税務サービスが、当時の会計士事

21) Arthur Andersen & Co. [1963], pp. 3-4

22) Arthur Andersen & Co. [1963], p. 18

23) Arthur Andersen & Co. [1963], pp. 23-24

第2図 アンダーセン・デラニィ事務所の告知

ANDERSEN, DELANY & CO.
CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS

THE AUDIT COMPANY OF ILLINOIS
PUBLIC ACCOUNTANTS

A. E. ANDERSEN, C. P. A.

TELEPHONE CENTRAL 5935

111 WEST MONROE ST.

C. M. DELANY, C. P. A.

(HARRIS TRUST BUILDING)

CHICAGO

告知

Arthur E. Andersen, Professor of Accounting
Northwestern University, School of Commerce

and

Clarence M. Delany

両名とも、元々PWで協働していたが、下記からなる公開会計の業務全般に従事することとする。

- (1) 定期監査 (Periodical Audits), 貸借対照表と損益計算書の作成とそれらの分析および解釈を含む
- (2) 株式公開ないし融資申請目的のために貸借対照表を銀行に提示するにあたって行う財務諸表の証明
- (3) 特殊目的の調査, たとえば, 新事業あるいは旧事業の拡張に対する投資勧告の決定
- (4) 新しい財務・原価会計システムおよび機構の設計と設置, ならびに, 既存システムの更新
- (5) 連邦所得税法の下での申告書作成

彼等はまた、イリノイ監査法人の事業を継続し、アンダーセン・デラニィ事務所の名の下に業務を行う。

ANDERSEN, DELANY & COMPANY
CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS

WITH OFFICE IN THE HARRIS TRUST BUILDING, CHICAGO

DECEMBER 1, 1913.

出所: Arthur Andersen & Co [1963], p.16から一部抜粋・加筆修正。

務所にとっては戦略的サービスと看做されていたのである。この背景には、1913年3月1日施行となった連邦所得税法の制定がある。当初は基本税率1パーセントということもあり、個人にも法人にもそれ程の影響は与えなかったが、その後第1次大戦への参戦から、超過利得税 (excess-profits tax) ・特別戦時利得税 (special war-profits tax) が導入されるに至り、公会計士の税務サービスに対する需要が一気に拡大したのである²⁴⁾。この税務に対する好意的環境に加えて、1917年から1918年にかけて、アンダーセン自身がノースウェスタン大学で連邦税に関する6つの特別講義を持っていたこともあり、そこでの受講者 (著名な判事・銀行家・会計士・弁護士・会社重役を含む) が、後に税務サービスのクライアント獲得に貢献し、さらには監査、システム業務、ビジネス・コンサルティングといったような他の分野へと導いた²⁵⁾、とされる。

もう1つの職業会計士業界拡大に貢献したとされる業務は、20世紀初頭から発達した原価会計 (告知(4)) に係わる分野である。

19世紀末期からの資本集中に伴うビッグ・ビジネスの成立は、製品原価の計算に注目を集めさせた。つまり、「資本資産への膨大な投資は、原価決定と利益決定のさいの財務的重要性をもった問題となった。」²⁶⁾特に交通手段と情報伝達を担う公益企業の大きな進歩は、製造企業間での競争を激しくさせ、大規模な工場設備を前提にした、正確な原価の決定を企業の最大の関心事としたのである。このような環境下で、原料費・労務費・製造間接費に関する必要な情報を入手可能にしたのは、公会計士の開発した原価決定方法であった²⁷⁾。事実、1917年にADが公表した『公益事業における間接設備費の会計処理 (The Accounting Treatment of Overhead Construction Costs in Public Utilities)』は、設備の直接費と間接費を初めて区分し、公益事業における正確なコスト算定の指針として役立った²⁸⁾、といわれる。

24) Arthur Andersen & Co [1963], pp.22-23; ジンマーマン・小澤他訳 [1993], 203-204頁; 千代田 [1984], 79-85頁。

25) Arthur Andersen & Co. [1963], p. 23.

26) ジンマーマン・小澤他訳 [1993], 154頁。

27) ジンマーマン・小澤他訳 [1993], 154頁。

28) Arthur Andersen & Co. [1963], p. 22.

さらにこの原価会計サービスに対する需要を促したものが、1917年に軍需物資に関して政府が結んだ「原価加算契約」(Cost-Plus Contracts)である。本契約では、政府と契約した製品の製造原価に算入される原価・費用が明らかにされる必要があり、直接材料費・直接労務費と製造間接費が適切に峻別されていることが要求された²⁹⁾。この結果、詳細な原価データの収集のために、公会計士による原価会計システムの設計は不可欠となっていっていった。したがって、アメリカ公会計士は1919年までにはイギリス会計士よりも優れた原価会計手続を確立し、それを経営管理用具として製造企業や公益企業に売り込んでいったことが判る³⁰⁾。

以上のことから、アメリカ公会計士独自の監査手法としての信用監査の重要性を認めつつも、20世紀初頭における会計事務所にとって重要な戦略的サービス、すなわち会計事務所を急激に成長させたサービスは、連邦税の導入に伴う納税申告書の作成や税務コンサルティングを含む税務サービスと、主として政府との原価加算契約に伴う原価会計サービスと捉えられる。つまり、アメリカ公会計士にとって重要な戦略的サービスは、建設的業務³¹⁾ないし非監査業務であったと解されるのである。

IV

アメリカの法廷は、歴史的に財務報告利用者からの会計士に対する役割期待と、会計士自身が認識する自らの役割期待との葛藤(期待ギャップ)が顕現する1つの場であり、かつその解決を図る場の1つとなってきた。この点に鑑み、法が会計士ないし会計士業務に対して確定してきた責任範囲、すなわち法が認めた役割期待、を検証することは、当時の利害関係者が期待した公会計士業務の範囲を明らかにし、同時に公会計士側が認識し、提供していたサービス範囲を把握することができる、と考えられる。

29) Editorial [1918], pp. 216-220.

30) この事実は、1919年に全国原価会計士協会(National Association of Cost Accountants)が発足したことから裏付けられる、とされる(ジンマーマン・小澤他訳[1993], 210頁)。

31) See 森[1962], 58-59頁。

以下では、公会計士を巻き込んだ損害賠償請求訴訟の中でも、リーディング・ケースとして最もよく知られているウルトラマーレス社対トゥーシュ・ニーヴン事務所 (Ultramares Corp. v. Touche, Niven & Co.)³²事件に対するニューヨーク州最高裁 (Court of Appeals of New York) 判決を採り挙げ、当時の代表的な会計事務所が契約していたサービスが、いかなる内容を含んでいたのか、を検証してみたい。

ウルトラマーレス社対トゥーシュ・ニーヴン事務所

1931年ニューヨーク州最高裁判決のウルトラマーレス社対トゥーシュ・ニーヴン事務所訴訟は、トゥーシュ・ニーヴン事務所（以下、トゥーシュ事務所：現デロイト・ロス・トーマツ事務所）の名の下に事業を営むトゥーシュ (G. A. Touche) とその他パートナーに対する、ウルトラマーレス社による損害賠償請求訴訟である。この事実関係は、実質的にはスターン個人が所有・経営するフレッド・スターン社 (Fred Stern & Co., Inc.：以下、スターン社) が、1923年12月31日現在の自社の状態を表示した貸借対照表を作成し、かつそれを証明するように、1924年1月に被告トゥーシュ事務所を雇ったことに始まる。また同様のサービスを供するように、3年間の契約が当該事務所と結ばれていた。

一方、当該スターン社は、ゴムの輸入販売に従事し、その営業資金調達のため、多額の融資を銀行とその他債権者から借り受けていたが、これらすべての事実を被告は知っていた。さらに被告会計士は、通常の事業過程で、証明済貸借対照表がスターン社により銀行・債権者・株主・得意先・仕入先に対して、財務取引判断の拠所・切っ掛けとして要求された場合には、提示されることにも気付いていた。このため、貸借対照表を作成した時点で、被告は元本の写し32通に一連番号を付して、スターン社に与えた。しかし、これらの写しが提示される対象者や、利用されることになる取引の範囲・数量については、何ら知らされていなかった。

32) Ultramares Corp. v. Touche, Niven & Co. [1931]；松本 [1992], 271-275頁。

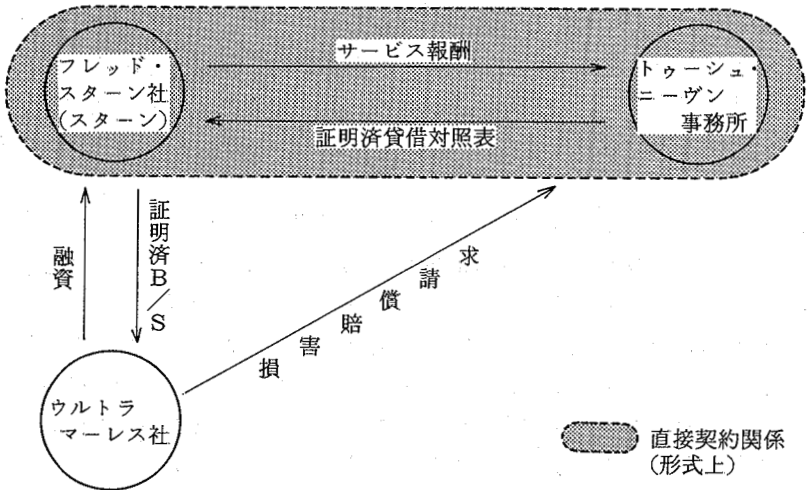
監査は1924年2月26日までに終了し、「……貸借対照表が、我々に供された情報と説明に一致していることを保証する。また、……貸借対照表が、我々の意見において、1923年12月31日現在のフレッド・スターン社の財政状態の真実で正しい概観 (true and correct view) を表示していることを保証する」³³⁾との証明がなされた。しかしながら、表示され、存在するはずの資本金および剰余金は、実際には消却されてしまっており、スターン社は債務超過の状態にあった。

以上のようなスターン社とトゥーシェ事務所間の契約関係を背景にして、本訴訟の原告ウルトラマーレス社 (問屋) は1924年3月、スターンから融資を懇請された。この時点で原告とスターン社の間には、僅かな現金決済による商取引しかなかったため、融資の条件として会計士による証明が付された貸借対照表の収受を主張し、その要求に沿って被告会計士が署名し、その後スターンが所有していた証明書の1部を受けとった。この証明書を信用した結果、原告は、1924年12月時点で3度にわたり10万・2万5千・4万ドルを融資したが、これらの融資には担保を設定していないか、設定していても担保として不十分であった。そして1925年1月2日にスターン社が破産を宣告されたことから、ウルトラマーレス社は自己が蒙った損失を回復することを目的として、1926年11月、対会計士訴訟を開始したのである。以上の事実関係を図示すると、以下のようになる。(第3図)

この会計士の不実表示に基づく不法行為訴訟は、下級審において、単なる過失による不実表示を第1の訴因として提起され、その事実審理の過程で、詐欺 (fraud) による不実表示が第2の訴因として加えられた。この下級審での陪審評決では、第2訴因を破棄し、会計士の側に過失 (第1訴因) を認め、原告支持 (約18万7千ドルの賠償) を被告に命じた。これに対し、最高裁カードゾ判事は、会計士の「負うべき義務 (duty)」を1つの争点と認め、その源泉 (origin) と程度 (measure) を検討の対象とした上で、法規上、会計士が財務諸表の利用第三者に対して義務を負うべきと考えられれば、この下級審による過失

33) Ultramares Corp v Touche, Niven & Co [1931], at 442

第3図 ウルトラマーレス社対トゥーシュ・ニーヴン事務所の実事関係



の事実認定は法的責任を課す十分な根拠となるが、逆に、もし負うべき義務がないとなれば、法的責任自体も存在し得ない、と表明した。ここに被告は、「自らの雇主に対して、(1)法により課せられた詐欺なしに証明を行うという義務と、(2)その職分 (calling) に固有の注意 (care) と警戒 (caution) をもって証明するという契約から生じた義務、を負っており、この場合の詐欺は、知らないときに知っているふりをすることも含む」と解釈した。さらに、証明書を作成する際に、雇主が自分のところにそれを留めおく意図のないことを知っていたので、雇主がそれを提示する相手でもある債権者と投資者に対しても、被告は詐欺なしに証明する義務に等しいもの (like duty) を負っていた、と判示した³⁴⁾。

本判決の重大な意義の1つは、公会計士が提供する監査サービスの対象を限

34) Ultramares Corp. v. Touche, Niven & Co. [1931], at 444.

定した点にある。すなわち、少なくとも20世紀初頭における監査サービスの対象は、契約上のクライアント（雇主）のみであり、それ以外の利害関係者に対しては、原則として監査の成果（証明書）を享受する権利がないということを経験したことである。2つは、同一会計士が、貸借対照表作成と監査を同時に遂行することに関して、違和感なく受け入れられている点にある。言い換えれば、現在の監査慣行では二重責任（責任分離）の原則から認め難いことであるが、当時の慣行として、公会計士が企業の財務諸表を作成することと、自らが作成した財務諸表に自ら監査証明を付すことに対して、社会的に当然のことと受け入れられていたことが判る。

このウルトラマールズ判決やAD告知(1)に加えて、このような理解を裏付ける証拠として、下記のような解説がある。すなわち「この時点 [1993年証券法制定後] での重大な変化は、会計士が保証した財務諸表に対するその責任に関する考え方に係わっている。従来は、公会計士は帳簿とその関連記録を検査し、その後自らが証明する財務諸表を作成することが受け入れられていた。[しかし] まもなく一般に受け入れられた新しい考え方は、財務諸表は企業による説明 (the representations of the company) であるというものであった。」³⁵⁾この新しい考え方の結果、現在のように、企業は財務諸表の適正性に原初的責任を負い、公会計士は当該財務諸表に関する証明書に記した専門的意見に責任を負うことになった。

V

ここまで見てきたように、20世紀初頭におけるアメリカ公会計士業務については、短期信用目的で実施される貸借対照表監査をもって、その典型とする通説的見解と、それ以前の19世紀末頃から、既にNYSE上場企業のような大企業に対して実施されていた、株主保護目的の年次報告書監査をもって、その典型とする反対説とが存在する。しかし、アメリカ型の監査の典型といえ、通説通り、それは信用監査と称さざるをえないであろう。というのも、株主指向の

35) Arthur Andersen & Co. [1963], pp. 43-44.

監査は、会社法を前提にしたイギリス流監査の典型と解されるからである。もし反対説の解釈に立てば、20世紀に入ったアメリカにおいても、イギリス流の株主指向の監査が、イギリスCAの流入以来ずっと、公会計士業務の大きな部分を占め続け、企業の資金調達形態その他の経済環境が異なるにもかかわらず、アメリカ独自の監査は存在しなかったことになる。とすれば、会計事務所(AD)の告知(2)に掲記されたような、銀行提示のための貸借対照表の証明業務がPRされるはずがない。

このようにアメリカ型監査の典型が信用監査であることを認めたとしても、それがすなわち公会計士業務の発展を支えた重点サービスとはいえない点に注意すべきである。第Ⅲ節・第Ⅳ節でも実証されたように、20世紀初頭の公会計士業界の発展は、第1次大戦に伴う連邦税制による税務サービスと、原価加算契約による原価会計サービスへの需要の急拡大によって説明された。そのような状況においては、原価会計システムの設計や更新、ビジネス・コンサルティングのための財務調査といった建設的業務、ならびに納税申告書・財務諸表の作成業務といった、税務・会計サービスの付帯業務として監査業務が提供されていたと解される。

つまり、本来批判的業務である監査が単独で契約されることは、イギリスにおける強制監査と違い、任意監査である以上その可能性は低く、たとえクライアントとの間に監査を主とする契約が結ばれていた場合であっても、その業務の内容は財務諸表の作成までも含んでなされていた、と考えられる。また、そのように会計と監査業務とを明確に区別しない態様の契約が、当時の慣行として当然の如く容認されていたことから、アメリカにおいては監査以外の建設的業務や税務・会計サービスこそが公会計士業界の発展を支えた戦略的サービスであったと理解できるのである。

参 考 文 献

岩田 巖 [1955]『会計原則と監査基準』中央経済社。

岡 孝 [1978]「過失による不実表示」『英米判例百選Ⅱ私法』有斐閣, 40-

41頁。

- 喜田義雄 [1973] 『アメリカ監査論 (改訂増補)』 森山書店。
- 小森瞭一 [1975] 『粉飾決算と会計士責任—アメリカにおける事例研究—』 中央経済社。
- 塩見治人・溝田誠吾・谷口明丈・宮崎信二 [1988] 『アメリカ・ビッグビジネス成立史—産業的フロンティアの消滅と寡占体制—』 東洋経済新報社。
- 千代田邦夫 [1984] 『アメリカ監査制度発達史』 中央経済社。
- [1987] 『公認会計士—あるプロフェッショナル100年の闘い—』 文理閣。
- 中野常男 [1992] 『会計理論生成史』 中央経済社。
- ・高須教夫・山地秀俊 [1993] 『アメリカ現代会計成立史論』 神戸大学経済経営研究所。
- 松本祥尚 [1991] 「会計士のコモン・ロー責任を巡る法律環境—契約法争点を中心に—」 『香川大学経済論叢』 第64巻第2・3号, 553-597頁。
- [1992] 「CPA賦課責任の対人範囲—ネグリジェンスに対する『防壁』の効能—」 『香川大学経済論叢』 第65巻第3号, 267-289頁。
- 森 實 [1959] 『監査論研究』 白桃書房。
- [1962] 「監査人の独立性—米国におけるその概念と規制の展開について—」 『香川大学経済論叢』 第35巻第3号, 52-101頁。
- [1974] 『会計士監査論—近代監査思考の展開—』 白桃書房。
- ジンマーマン, V. K., 小澤康人・佐々木重人共訳 [1993] 『近代アメリカ会計発達史—イギリス会計の影響力を中心に—』 同文館出版。
- ブラックフォード, M. G.=カー, K. A., 川辺信雄監訳 [1988] 『アメリカ経営史』 ミネルヴァ書房。
- プレヴィッツ, G. J.=メリノ, B. D., 大野功一・岡村勝義・新谷典彦・中瀬忠和訳 [1983] 『アメリカ会計史—会計の文化的意義に関する史的解釈—』 同文館出版。
- リトルトン, A. C., 片野一郎訳 [1952] 『リトルトン会計発達史』 同文館出版。
- Arthur Andersen & Co. [1963], *The First Fifty Years 1913-1963*, Arthur

- Andersen & Co..
- Carey, J. L. [1936], *The Rise of the Accounting Profession : 1896-1963*, AICPA.
- [1969], *The Rise of the Accounting Profession to Responsibility and Authority*, Vol. I, AICPA.
- [1970], *The Rise of the Accounting Profession to Responsibility and Authority*, Vol. II, AICPA.
- Editorial [1918], "Cost-Plus Contracts," *The Journal of Accountancy*, Vol. XXVI, No. 3, pp. 216-220.
- Previts, G. J. [1980], *A Critical Evaluation of Comparative Financial Accounting Thought in America : 1900-1920*, Arno Press.
- [1985], *The Scope of CPA Services : A Study of the Development of the Concept of Independence and the Profession's Role in Society*, John Wiley & Sons.
- Richardson, A. P. [1913], "The Influence of Accountants' Certificates on Commercial Credit," *The Journal of Accountancy*, Vol. XVI, No. 1, pp. 51-53.
- Suffern, E. L. [1914], "Responsibility of the Accountant," *The Journal of Accountancy*, Vol. XVII, No. 3, pp. 197-202.
- Ultramares Corp. v. Touche, Niven & Co. [1931], 255 N. Y. 170, 174 N. E. 441.